

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年10月1日作成)

法令名	測量法
根拠条項	第44条第1項
許認可等の種類	測量成果の使用承認
法令の定め	(測量成果の使用) 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
審査基準	次のいずれかに該当する場合、承認しない。 1 申請手続きが法令に違反している場合。 2 当該測量成果を使用することが測定の正確性を確保する上で適切でない場合。
標準処理期間	総期間 5日・ 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・ 月 ()
処分担当課	水産林務部林務局森林計画課主査 (計画推進) (電話番号：011-231-4111 (内線28-528))
申請先	同上 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/index.html)